

主なご意見に対する対応

分 類			件数	ご意見	対 応
スクールバスに関する事	通学距離に関する事	① 直線ではなく実距離で考えてほしい	5	1.2 実際に歩く距離(実距離)1.5km	現 在：直線 2 kmにかかる行政区を対象とする 変更後：自宅から通学路を通り通学した学校までの実際の距離(実距離)が1.5km以上の児童を対象とする
				4. 実質距離尚且つ、1年生（6歳）の子供がランドセル背負って休まず歩ける距離	
				5. 通学するはずだった小学校の通学の距離を考慮	
		② 距離ではなく時間で考えてほしい	3	6. 坂道、曲がり角、信号などの考慮	低学年が歩く速度を分速50mとすると15分では0.8kmとなる。 通学時間15分では1.0km程度となるため、15分を通学時間の基準とする事は難しい。 30分以内であれば低学年1.5km、高学年1.8km（分速60m）。
				7.14 具体的な時間としては徒歩10分～15分	
				8. 30分までは徒歩	
		③ 地区毎に乗車させてほしい	6	9. 同じ校区内でバス通学と徒歩通学があるのは、不公平感が高い、2キロの枠ギリギリなら多数の通学方法に揃えてほしい	同校区内でも一定の基準は必要だが、同校区内の一部の児童がわずかに要件を満たさない場合などは個別に対応する。
				少人数での登下校となる大村・山田地区は全員バスの対象としてほしい	乗車対象を地区では指定しない。なお実距離1.5kmであれば、大村地区および山田地区は対象範囲内と考える。一部非対象となる場合は個別に対応する。
		④ 希望者は乗車可能としてほしい	6	15. ・チケット、回数券の発行 ・どの家庭の児童も有料で利用の選択肢	専用のスクールバスは対象の児童が必ず乗車出来なければならない。 対象者数に応じたスクールバスを導入するため、対象者以外の児童が回数券等による利用また天候や体調により自由に乗車選択することは難しいと思われる。 対象者が年間を通じ乗車する事を基本に検討を進める。
				16. 2キロ以内でも学年を限定することなく希望者はバス通学	基準を設けることなく乗車可能とする事は専用スクールバスが20台を超える事からも対応は難しい。
				18. 発達に心配があると集団登校は難しい場合がある	ご相談いただきながら個別に対応をおこなう。